

新たに蒙古字即ち國字を劄子に用ゐることになつたので、これに應ずる爲に省議を行つたのだが、記録にはその事を書き示さず、もしくは此の記事の前にあたる所にそれが記されて居つたのを、その記録を基にして經世大典を編纂した人は、その點については無頓着で、遂に本文の如く記録を書き取つてしまつたに過ぎないのだらう。これを本文通りに解釋して、既に中統三年以來十年の餘も行ひ來つた鋪馬劄子の文字を今尙ほ讀み得ないので、新たに馬匹の數を繪で表はすことにしたと見るのは、事實の上から受取り難いことではあるまいか。それが眞實の事情であつたならば、かかることは尙ほ以前に行はねばならぬ筈と思ふ。然もこれを以て、今新たに規定された通りに國字を以て書かれるならば曉り難いので、誰にも解せらるゝやうに馬匹の數を繪で示すことにしたといふのならば、極めて自然のこととして了解することが出来ると思ふ。

⑥ 閉者赤または闕者赤は元史に必闕赤、黑韃事略の徐霆の疏に必徹々と書かるゝものと同じく蒙古語 *bičigci* 或は *bičigeči* の對音で書吏の義である。シャヅンヌは必闕赤を *biketchi=écrivain, secrétaire* に導せしめてゐるが (通報 *serie II. vol. V. p. 431*) これはカトレメールがラシッドの蒙古史に見ゆる *bitketchi* を蒙古語と見、そうしてこの意味を與へたのに據つたにすぎぬ。閉者赤頭兒は書吏の長の義に外ならぬ。

⑦ 元史世祖本紀に據る。元史選舉志學校の條には、「至元八年春正月始下詔。立京師國子學。教習諸生」とし、諸路に蒙古字學を置きしことは、本紀と同じく至元六年秋七月として居る。しかし京師に蒙古國子學を置いたのが、少くとも至元八年より以前であつたことは、元典章三十一蒙古學の條に、本文に記した至元八年正月の詔を載せ、その冒頭に、「間者采近代之制。創爲國學。已嘗頒告天下」とあるによりても明らかである。至元八年正月には、更に詔して蒙漢官人の子孫をして國子學に入らしめたのだから、このことを選舉志には、始めて蒙古國子學を立てたと書いたのかと思はれる。

⑧ 元典章三十一學校の條。元史世祖本紀には三月のこととしてある。

⑨ 元史選舉志學校の條に據ると、初めはかくて振はなかつた蒙古國子學も、其の後漸次盛大となつたやうで、仁宗の延祐二年冬十月に其の生員を百人と定め、蒙古五十人、色目二十人、漢人三十人としたが、百官子弟の學に就くもの常に二三百人を下らなかつたと見えて居る。蒙古國子學出身者の採用は後にも減少しなかつた筈であるから、かゝる勢はこれから後にも